

水前寺共済会館グレース利用助成事業

目的

公立学校共済組合熊本支部に所属する組合員とその家族（被扶養者）の健康と福祉の増進を図るため、水前寺共済会館グレースの利用に対し次の助成を行います。

1 宿泊利用助成

(1) 助成額

組合員本人 一人1泊 2,500円

被扶養者 一人1泊 2,500円

(2) 助成回数

上限助成回数 年間 組合員一人当たり12泊

(※被扶養者に対する宿泊助成回数も通算します。)

(3) 助成方法

宿泊助成を希望される組合員（被扶養者を含む）は、宿泊当日、チェックイン時に組合員証（被扶養者証）をフロントで提示してください。

組合員証（被扶養者証）がない場合は、宿泊助成を受けることができません。

2 会議室利用助成

(1) 対象者 組合員

(2) 助成額 会議室料（奉仕料・消費税は除く）の半額

(3) 利用方法 利用する際には、必ず「公立学校共済組合員証」を到着後フロントに提示して下さい。「公立学校共済組合員証」を持参せず提示できない場合、助成できない場合がございます。御了承下さい。

3 イベント助成

(1) 助成額

組合員本人 一人1回 2,000円

被扶養者 一人1回 2,000円

※ 4,000円以上のイベント利用が対象となります。

(2) 助成回数

上限助成回数 年間 組合員一人当たり12回

(※被扶養者に対するイベント利用助成回数も通算します。)

(3) 助成方法

① イベント助成を希望される組合員（被扶養者を含む）は、利用当日、フロントに組合員証（被扶養者証）を提示してください。

② 10名以上の団体で御利用の場合は、別紙「イベント利用助成申請書」を作

成の上、メールアドレス (info@suizenji-kk.com) へ御利用日の3日前までにお知らせください。

なお、「イベント利用助成申請書」様式は、「公立学校共済組合熊本支部ホームページ」→「組合員専用ページ」→「様式ダウンロード集」→「貸付・福祉事業関係」→「福祉事業関係」に掲載しています。

- ③ 組合員（被扶養者）の資格の確認ができない場合は、イベント助成を受けることはできません。

4 その他

いずれの助成も、出張等の公務利用が助成対象外であることは従来どおりです。

お問い合わせ先

熊本市中央区水前寺 1-33-18

水前寺共済会館グレースシア

代表電話 096-383-1281